



流 ク 第 5 9 号

令 和 4 年 5 月 / 6 日

流山市監査委員 様

流山市長 井崎 義治



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和4年2月17日付け、流監第119号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

## 措置事項報告書

報告年月日・番号	令和4年2月17日・流監第119号		
監査の種別	定期監査		
部課等名	区分	指摘事項等	措置事項
環境部クリーンセンター	指摘	行政財産使用料について、行政財産使用料条例において、1月以上の建物の使用に係る使用料は消費税相当額（算出した額に100分の10を乗じて得た額（10円未満の端数切捨て））を加算することと規定しているが、加算されていなかった。条例に基づく適正な使用料の算出を求める。	行政財産使用料条例に基づき適正な使用料を算出し、令和3年度の行政財産使用料について、差額分の請求を行いました。 算出根拠を明確にし、担当者は決裁者に説明し、適正な事務処理に努めます。
環境部クリーンセンター	指摘	行政財産使用料の算出に誤り（対象物件の誤認、算出した額が1件100円未満の場合に100円としていなかった）が確認された。条例に基づく適正な使用料の算出を求める。	行政財産使用料条例及び占用料条例に基づき適正な使用料を算出し、令和3年度の行政財産使用料について、差額分の請求を行いました。 算出根拠を明確にし、担当者は決裁者に説明し、適正な事務処理に努めます。

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。